

## 指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方（案）

### 1. ガイドラインに沿った運営（仕様書）

ガイドラインに沿った運営をすること。なお、ガイドラインは最低基準であり、自主事業の実施など指定管理者の努力をもって、一層の改善を図るように努めること。

### 2. 児童クラブ使用料（仕様書）

公営と同額とする。ただし、事業者の自主事業実施により別途費用が発生する場合は、その分増額となる。

### 3. 事故の際の対応（仕様書）

当該児童の所属している児童クラブ職員が窓口となり対応する。通常事故等があった場合は、保険による補償を行っており、同様の扱いとする。

### 4. 第1野火止児童クラブとの連携（仕様書）

公・民同様の保育を実施するにあたり、第1野火止児童クラブの職員と情報交換を行うとともに、月に1回以上連絡会を行うこと。

### 5. 自主事業の実施（仕様書）

- ①時間延長の対応など、事業者の自主事業の実施を求める。
- ②事業者が自主事業を実施する際には、事前に市と協議する。なお、協議内容については、保護者に伝えることとする。

### 6. 職員の任用等（仕様書）

- ①既存の児童クラブに勤務している職員のうち、希望する者については、指定管理先において任用することに努めること。
- ②常勤職員を2名配置すること。  
常勤職員の勤務時間は週35時間以上とし、配置される常勤職員のうち、1名は3年以上の勤続経験とする。なお、第2野火止児童クラブの責任者になるものについては、3年以上の勤続経験を有するほか、児童クラブや保育園等において管理・監督職などの経験を有していることが望ましい。  
また、緊急対応等を鑑み、常勤職員のうち1名は市内・近隣市に居住していることが望ましい。
- ③常勤職員は、放課後児童支援員認定資格を有する者が望ましく、未取得であれば、取得させること。

#### 7. 市が行う会議等への参加（仕様書）

市が行う児童クラブ職員向けの会議、研修等へ参加すること。

#### 8. 小学校臨時休校時の対応（仕様書）

台風などで学校が臨時休校となった場合は、公営と同様の対応とする。

#### 9. 指定期間開始前の事業者への引き継ぎ（仕様書）

- ①平成30年2月、3月の2ヶ月間とする。
- ②引き継ぎ保育の際は、平成30年4月以降に配置される職員の参加とする。
- ③第1野火止児童クラブに在籍している児童のうち、第2野火止児童クラブへ転籍する児童のことも考慮し、引き継ぎ保育の際は第2の保育のみではなく、第1の保育にも参加すること。

#### 10. 指定期間終了後の引き継ぎ（仕様書）

新たな事業者が円滑に事業を行えるよう、引き継ぎを行うこと。引き継ぎ結果については、報告書を提出すること。

#### 11. 事業者に対する市の監督責任（仕様書）

市は事業者に対し必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする。

#### 12. 運営会議（仕様書）

- ①委託内容の確実な履行を担保するため、保護者・事業者・市の三者による運営会議を設置する。
- ②公営から民営になることにより、その影響を最小限にするため、指定管理開始直後は1～2ヶ月に1回行うものとする。運営が安定してくれば、事業者や市、保護者からの求めがある場合に開催する。

#### 13. 情報公開（仕様書）

- ①指定管理業務に関して作成または取得した情報について、市に対して公開請求がなされた場合は、東村山市情報公開条例に基づき対応すること。
- ②指定管理業務に関する情報公開規程等を作成すること。

#### 14. 文書の保存・引き継ぎ

- ①児童クラブ運営にあたり作成または取得した文書については、保存期間等を定め、管理すること。
- ②指定期間が満了し、又は指定が取り消された場合は、作成または取得した文書のうち、市が指定するものについて、市または次の事業者を引き継ぐこととする。

#### 15. 防災・防犯体制（仕様書）

災害発生や事件発生を想定し、定期的な施設の安全確認や避難訓練等を実施すること（第1・第2野火止児童クラブが連携した訓練を含む）。

#### 16. 契約の解除（仕様書）

地方自治法第244条の2第11項にあるとおり、指定の取り消しや業務の停止等について記載する。

#### 17. 指定管理について（募集要項・仕様書）

- ①平成30年4月1日より指定管理者制度の導入を行う。
- ②指定期間は5年間とする。
- ③「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、学識経験者3名（外部委員）からなる「指定管理者管理運営評価協議会」などによりモニタリングを行う。また、これに伴い、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケート結果については公表とする。

#### 18. 指定管理先（募集要項）

- ①健全な事業者を選定するため、事業者選定の際に、必要な書類を提出すること。
- ②市内又は他市において、児童クラブ、保育園、幼稚園等の運営実績のある事業者を選定する。

#### 19. 事業者の選定方法（その他）

- ①事業者の選定は、入札額のみで選定するのではなく、プロポーザル方式により、企画・提案内容を踏まえ選定する。
- ②事業者の選定には、学保連、野火止保護者、市、財務に関する見識を有するものを委員とする。

#### 20. 児童クラブの選択（その他）

平成30年4月の第2野火止児童クラブの民営化時には、継続申請の際に第1野火止児童クラブ（公営）か、第2野火止児童クラブ（民営）かの希望調査を保護者に取り、出来る限り希望を反映するものとする。